クリーンな飲食店づくり応援補助金　提出データ確認シート兼同意書

　以下の提出書類チェック欄に☒（チェックボックス上でクリックいただければ☒になります）をした上で、次ページの「同意書」においてもチェック欄に☒（チェックボックス上でクリックいただければ☒になります）をし、申請者氏名等をご入力ください。

**１　提出書類について**

|  |
| --- |
| 　**↓提出前に不足書類がないかレ点でチェックしてください。** |
| **申請者****チェック欄** | 必要書類 |
|[ ]  （１）交付申請書（第１号様式の２） |
|[ ]  （２）事業計画書（別紙２） |
|[ ]  （３）事業の見積り及び内容が確認できる書類 |
|[ ]  （４）法人事業税及び法人都民税又は特別区民税・都民税の納税証明書法人：法人事業税及び法人都民税の納税証明書（都税事務所発行）個人事業（港区民）：特別区民税・都民税の納税証明書(港区役所発行)個人事業（港区民以外）：特別区民税・都民税(事業所課税)の納税証明書(港区役所発行)※法人・個人ともに申請時点で取得できる最新の原本 |
|[ ]  （５）履歴事項全部証明書【原本】（発行から３か月以内）※法人の場合 |
|[ ]  （６）飲食店営業許可証の写し |
|[ ]  （７）設備等導入前の状況が確認できる写真 |
|[ ]  （８）提出書類確認シート兼同意書（本紙） |

**２　注意事項**

（１）書類やデータが不備なく、すべて揃ったものから審査を開始します。

（２）審査開始から、交付決定までは１か月程度かかります。

**次ページの同意書を確認いただき、チェックの上、署名をお願いします。**

同意書

私は、クリーンな飲食店づくり応援補助金の交付申請に当たり、次の事項を遵守することに同意します。なお、同意した内容と事実について相違することが判明した場合には、補助金の交付を受けられないこと、又は補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消されることになっても異議はありません。

また、これにより生じた損害については、当方が一切の責任を負うものとします。

[ ] 港区立産業振興センターホームページ内の記載内容を確認し、申請内容・今後の手続きの流れ・注意事項等を理解し申請しています。

[ ] 申請した同一の経費で、小規模事業者持続化補助金を含む、国・都道府県・区市町村等から重複して助成金又は補助金の交付を受けておりません（過去に受けたことがある場合も含む）

[ ] 事業の実施期間終了日（2/28）までに事業の終了、納品、支払い（クレジットカード等は口座引き落としまで完了）、実績報告書の提出までを完了します。また、これらが期間外になった場合には、補助対象外となることを了承します。

[ ] 交付決定日以前の事業の開始（実施事業に関する発注・支払い等）は補助対象外となることを了承します。

[ ] 補助金交付までに区外へ移転した場合は、補助金は交付されません。

[ ] 補助金利用後に効果等の聞き取りを実施することがあります。その際に個人情報等（法人名又は名称、代表者名、住所、電話番号等）を港区立産業振興センター指定管理者に提供することに同意します。

[ ] 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗営業等を営む事業者ではありません。

[ ] 登記地がバーチャルオフィスではありません。

[ ] みなし大企業ではありません。

申請者氏名（代表者職・氏名）